

報告第7号

令和4年度伊賀市病院事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和4年度伊賀市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等				
1	資本的支出	1	建設改良費	病院施設整備事業	203,184,000	63,275,500	139,908,500	0	128,100,000	11,808,500	0	<p>①本館用発電機更新工事 設置場所の選定に時間を 要しているため。</p> <p>②西館用高圧ケーブル交換 工事 停電を伴う工事であるこ とから冷暖房が必要な時期 を避け中間期に工事を実施 予定のため。</p> <p>③本館地下機械室各種ポン プ更新工事 制御盤の納期が1年かか ることや停電を伴う工事 であることから冷暖房が必要 な時期を避け中間期に工事 を実施したため。</p> <p>④医師住宅跡地駐車場整備 工事 駐車場不足により医師住 宅解体後、速やかに駐車場 整備工事に取り掛かったた め。</p> <p>⑤電気室空調設備工事 停電を伴う工事であるこ とから冷暖房が必要な時期 を避け中間期に工事を実施 予定のため。</p>